熊本県危険ブロック塀等安全確保支援事業補助金交付要項

(趣旨)

第1条 この要項は、地震発生時における人身事故の防止及び輸送・避難経路の確保を目的として、 危険なブロック塀等の撤去を実施する者に対して、国の社会資本整備総合交付金を活用して補助 金を交付する市町村(以下「補助事業者」という。)に対し、予算の範囲内で補助金を交付する ものとし、その交付については、熊本県補助金交付規則(昭和56年熊本県規則第34号。以下 「規則」という。)に定めるもののほか、この要項に定めるものとする。

(用語の定義)

- 第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1)補助事業 本要項に基づき補助金の交付の対象となる事務又は事業をいう。
 - (2) 避難路等 次に掲げる道路をいう。
 - ア 建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第42条において定める道路
 - イ 学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第27条に規定する学校安全計画に基づき 設定する通学路
 - ウ 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第10号に規定する地域防災計画 (以下「地域防災計画」という。)において定める緊急輸送道路及び避難路
 - エ 地域防災計画又は建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第6条第1項に規定する耐震改修促進計画において国のブロック塀等の安全確保に関する事業(住宅・建築物安全ストック形成事業(防災・安全交付金)基幹事業))の対象として定める道路
 - (3) ブロック塀等 コンクリートブロック塀、石積塀、レンガ塀その他知事が認めるものをいう。
 - (4) 危険なブロック塀等 次に掲げる要件全てに該当するブロック塀等をいう。
 - ア 当該ブロック塀等が面する道路面からの高さが80㎝以上のもの
 - イ 当該ブロック塀等自体の高さが60cm以上のもの
 - ウ 市町村長が、コンクリートブロック塀においては別表1、組石造の塀においては別表2 に基づき点検した結果、安全対策が必要と評価されたもの

(補助金の交付対象)

第3条 当該補助事業の補助事業者、間接補助事業者、補助対象経費及び補助率等は別表3に定めるとおりとする。

(補助金の交付申請)

- 第4条 規則第3条第1項の申請書は、別記第1号様式によるものとする。
- 2 規則第3条第2項の添付書類は、次のとおりとする。
- (1) 事業計画書
- (2) 交付申請額の算定書
- (3) 収支予算書(別記第2号様式)
- (4) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付の条件)

- 第5条 規則第5条の規定による補助金の交付の条件は、次に掲げるとおりとする。
 - (1)補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けるものとする。
 - (2)補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けるものとする。
 - (3)補助事業者は規則第2条第6項の規定による間接補助事業者に対し、補助金を交付の目的に 反して使用しないことを遵守させるものとする。
 - (4) 国の社会資本整備総合交付金の交付決定を受ける事業であるものとする。

(決定の通知)

第6条 規則第6条の規定による補助金の交付決定の通知は、補助金交付決定通知書(別記第3号 様式)により行うものとする。

(補助事業の内容等の変更)

- 第7条 第5条第1項第1号又は第2号の規定により知事の承認又は指示を受けようとする場合は、それぞれ次に掲げる書類を提出するものとする。
 - (1) 廃止(中止)承認申請書(別記第4号様式)
 - (2) 完了期日変更報告書(別記第5号様式)
- 2 規則第7条第1項の補助事業の内容等の変更事由は、次に定めるとおりとし、当該変更に係る申請書は、当該各号に定める様式に第4条第2項に掲げる書類を添えたものによるものとする。
- (1) 補助金の額に変更を生じない内容の変更

別記第6号様式

- (2) 補助金の額に変更を生じる内容の変更
- 別記第7号様式
- 3 規則第7条第3項において準用する規則第6条の規定による補助事業の内容等の変更の決定 通知は、補助金の額に変更を生じないときは変更承認通知書(別記第8号様式)により、補助金 の額に変更を生じるときは変更交付決定通知書(別記第9号様式)により行うものとする。

(申請の取下げ)

第8条 規則第8条の規定により申請の取下げをすることのできる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して15日を経過した日までとする。

(実績報告)

- 第9条 規則第13条の実績報告書は、別記第10号様式によるものとする。
- 2 規則第13条の添付書類は、次に定めるとおりとする。
- (1) 収支精算書(別記第2号様式)
- (2) その他知事が必要と認める書類
- 3 第1項の実績報告書の提出期限は当該事業完了の日の属する県の会計年度の3月31日まで とし、その提出部数は1部とする。

(補助金の額の確定等)

第10条 規則第14条の規定による補助金の額の確定通知は、補助金額確定通知書(別記第11 号様式)により行うものとする。

(補助金の請求等)

第11条 規則第16条第1項の請求書は、別記第12号様式によるものとする。

(証拠書類の保管期間)

第12条 規則第23条に規定する別に定める期間は、5年とする。

(雑則)

第13条 この要項に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

この要項は、平成30年10月11日から施行する。

附則

この要項は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度の事業から適用する。

別表1 (第2条) 補強コンクリートブロック塀の点検表

点検項目		点検内容	点検結果		
	点便均日	点(快)) 谷	適合	不適合	
1	高さ	2. 2 m以下	はい	いいえ	
2 壁の厚さ		高さ2mを超える塀で15cm以上	はい	いいえ	
2	屋の厚さ 	高さ2m以下の塀で10㎝以上	はい	いいえ	
3	鉄筋	壁頂、基礎には横に、壁の端部及び隅角部には縦 に、それぞれ径9mm以上の鉄筋が入っている	はい	いいえ	
3	亚 六月刀	壁内に径9mm以上の鉄筋が縦横80cm以内で入っている	はい	いいえ	
4	控壁 (高さが1.2 mを超える場 合)	3.4m以内ごとに、鉄筋が入った控壁が塀の高さの1/5以上突出してある	はい	いいえ	
5	基礎	大が35cm以上で根入れ深さが30cm以上の鉄筋コンクリート造の基礎がある	はい	いいえ	
6	傾き、ひび割れ	全体的に傾いていない、かつ 1 mm以上のひび割れがない	はい	いいえ	
7	ぐらつき	人の力で簡単にぐらつかない	はい	いいえ	
8	その他	塀が土留め壁を兼ねていない、かつ玉石積み擁壁 等の上にない	はい	いいえ	
	評価	8項目のうち、1つでも不適合があれば、コンク 対策が必要	リートブロッ	ク塀の安全	

[※]わからない場合は不適合

別表2 (第2条) 組石造の塀の点検表

点検項目		点検内容	点検結果		
	点便有日	点便P1合	適合	不適合	
1	高さ	1. 2 m以下	はい	いいえ	
2	壁の厚さ	各部分の厚さがその部分から壁頂までの垂直距 離の1/10以上ある	はい	いいえ	
3	控壁	4m以内ごとに壁面からその部分における壁の厚さの1.5倍以上突出している、又は壁の厚さが必要寸法の1.5倍以上ある	はい	いいえ	
4	基礎	根入れ深さが20cm以上ある	はい	いいえ	
5	傾き、ひび割れ	全体的に傾いていない、かつ1mm以上のひび割れ がない	はい	いいえ	
6	ぐらつき	人の力で簡単にぐらつかない	はい	いいえ	
7	その他	塀が土留め壁を兼ねていない、かつ玉石積み擁壁 等の上にない	はい	いいえ	
評価 7項目のうち、1つでも不適合があれば、組石造の塀の安全対策			策が必要		

※わからない場合は不適合

[※]鉄筋が入ってない場合は、別表2「組石造の塀の点検表」を使用

別表3 (第3条)

補助事業者	市町村
間接補助事業者	避難路等に面する危険なブロック塀等の撤去を行う者
補助事業の対象と なる経費 (補助対象経費)	避難路等に面する危険なブロック塀等の撤去工事に要する費用
補助率	補助対象経費の1/4以内かつ市町村が補助する額の1/4 以内
補助限度額	5万円又は撤去するブロック塀等の長さに3,000円/mを乗じて得た 額のいずれか低い方の額
その他の事項	1 他の補助事業と重複していないこと。 2 危険なブロック塀等の一部を残存させる場合は、当該部分自体の高さは40cm以下とし、当該部分には塀等を設置しないこと。 3 建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第2項に定める道路(以下「みなし道路」という。)内にあるブロック塀等は全て撤去すること。 4 危険なブロック塀等の撤去後に塀等を設置する場合は、みなし道路内には設置しないこと。

熊本県知事 様

住 所 補助事業者の長 氏 名 印

○○年度熊本県危険ブロック塀等安全確保支援事業補助金交付申請書 ○○年度熊本県危険ブロック塀等安全確保支援事業について下記のとおり補助金の交付 を受けたいので、熊本県補助金等交付規則第3条及び熊本県危険ブロック塀等安全確保支 援事業補助金交付要項第4条の規定により関係書類を添えて申請します。

- 1 事業の着手予定期日 年 月 日
- 2 事業の完了予定期日 年 月 日
- 3 交付申請額 円
- 4 関係書類
- (1) 事業計画書
- (2) 交付申請額の算定書
- (3) 収支予算書(別記第2号様式)
- (4) その他知事が必要と認める書類

収支予算書(収支精算書)

歳入予算

(単位:円)

-			(十四・11)
財源区分	財源内訳	予 算 額 (精 算 額)	備考
一般財源	税収入		
	国庫補助金		
特別財源	県補助金		
1寸 /川 [4] //示	地方債		
	その他財源		
	<u> </u>		

歳出予算

予算科目	予 算 額 (精 算 額)	備考
計		

※変更の場合は、変更前を上段()として、変更後の内容を下段に記載してください。

(申請者名) 様

熊本県知事

印

○○年度熊本県危険ブロック塀等安全確保支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のありました〇〇年度熊本県危険ブロック塀等安全確保支援事業補助金については、熊本県補助金等交付規則第4条の規定により、下記のとおり交付することに決定しましたので、同規則第6条の規定により通知します。

記

- 1 この補助金の対象となる事業及びその内容は、 年 月 日付 け第 号による交付申請書記載のとおりとする。
- 2 この事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費

鬥

(補助事業者の補助する額

円)

補助金の額

円

- 3 この補助金の額の確定は、補助事業に要した経費に県の補助率を乗じて得た額で行うものとする。ただし、当該補助事業に要した経費が2の額のそれぞれを超えるときは、 2の補助金の額で行うものとする。
- 4 事業完了期日は、 年 月 日とする。
- 5 補助金の交付の条件
- (1) 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (3) 熊本県補助金等交付規則第2条第6項の間接補助事業者等に対し、補助金を交付の目的に反して使用しないことを遵守させること。
- (4) 国の社会資本整備総合交付金の交付決定を受ける事業であること。

熊本県知事様

住 補助事業者の長 氏 名 印

〇〇年度熊本県危険ブロック塀等安全確保支援事業に係る補助事業の廃止 (中止)承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた〇〇年度 熊本県危険ブロック塀等安全確保支援事業について、下記により事業の廃止(中止)をし たいので、関係書類を添えて申請します。

- 1 廃止(中止)を必要とする理由
- 2 廃止(中止)に係る事業の内容及び金額
- 3 関係書類交付決定通知書の写しそ の 他

熊本県知事様

住 補助事業者の長 氏 名 印

〇〇年度熊本県危険ブロック塀等安全確保支援事業の完了期日変更報告書 年月日付け第号で標記事業に係る補助金の交付決定通知を 受けましたが、同通知に付された完了期日には、下記事由により事業の完了が困難となり ましたので報告します。

- 1 交付決定に付された事業の完了期日
- 2 変更すべき事業の完了予定期日
- 3 変更の事由

熊本県知事様

住 所 補助事業者の長 氏 名 印

〇〇年度熊本県危険ブロック塀等安全確保支援事業内容変更承認申請書 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知がありました〇〇年度熊本県危険ブロック塀等安全確保支援事業を下記のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請します。

- 1 変更の内容
- 2 変更を必要とする理由
- 3 関係書類
 - (1) 事業計画書(別記第2号様式)
 - (2) 交付申請額の算定書
 - (3) 収支予算書(別記第3号様式)
 - (4) その他知事が必要と認める書類

熊本県知事様

住 新 新 新 新 新 ま 者 の 長 、 名 の 日

〇〇年度熊本県危険ブロック塀等安全確保支援事業補助金変更交付申請書 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知がありました〇〇年度熊本県危険ブロック塀等安全確保支援事業を下記のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更を必要とする理由
- 3 補助金変更交付額

 交付決定額
 円

 変更交付申請額
 円

 変更増減額
 円

- 4 関係書類
 - (1) 事業計画書
 - (2) 交付申請額の算定書
 - (3) 収支予算書(別記第2号様式)
 - (4) その他知事が必要と認める書類

(申請者名) 様

熊本県知事
印

○○年度熊本県危険ブロック塀等安全確保支援事業変更承認通知書

年 月 日付け 第 号で申請のありました〇〇年度熊本県危険ブロック塀等安全確保支援事業の変更については、熊本県補助金等交付規則第7条第2項の規定により承認したので、同条第3項の規定により準用する同規則第6条の規定により通知します。

(申請者名) 様

熊本県知事の印

〇〇年度熊本県危険ブロック塀等安全確保支援事業補助金変更交付決定通知書 年 月 日付け 第 号で申請のありました〇〇年度熊本県危険ブロック塀等安全確保支援事業の変更については、熊本県補助金等交付規則第7条第2項の規定により承認し、補助金の額を下記のとおり決定しましたので、同条第3項の規定により準用する同規則第6条の規定により通知します。

記

- 1 変更に係る補助事業の内容は、 年 月 日付け 第 号による交付変更申請書記載のとおりとする。
- 2 変更に係る補助事業に要する補助金の額は、次のとおりとする。

(単位:円)

							· · · · · · ·	-/
区分	前回までの 交付決定額	今 増	口	变 減	更 額	変 決	更 交 定	付 額
補助金の額								

3 事業完了期日は、 年 月 日までとする。

熊本県知事様

住 所 補助事業者の長 氏 名 印

○○年度熊本県危険ブロック塀等安全確保支援事業実績報告書

年 月 日付け 第 号の交付決定通知に基づき標記の事業を実施したので、熊本県補助金等交付規則第13条及び熊本県危険ブロック塀等安全確保支援事業補助金交付要項第9条の規定により、関係書類を添えてその実績を報告します。

記

1 補助金の交付決定額

円

2 補助事業の実施期間

 自
 年
 月
 日

 至
 年
 月
 日

- 3 関係書類
- (1) 収支精算書(別記第2号様式)
- (2) 補助金受入調書
- (4) その他知事が必要と認める書類

補助事業者の長様

熊本県知事
印

〇〇年度熊本県危険ブロック塀等安全確保支援事業県費補助金額確定通知書 年 月 日付け 第 号で実績報告のありました〇〇年度熊本県 危険ブロック塀等安全確保支援事業補助金については、熊本県補助金等交付規則第14条 の規定により、下記のとおりその額を確定しましたので通知します。

記

 交付確定額
 円

 交付決定額
 円

 交付済額
 円

 返還額
 円

○○年度熊本県危険ブロック塀等安全確保支援事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で確定の通知のあった〇〇年度熊本県危険 ブロック塀等安全確保支援事業補助金として、下記の金額を交付されるよう熊本県補助金 等交付規則第16条の規定により請求します。

記

請求額 金

円

口座振替払	銀行	支店
» りがな 口座名		
口座番号		

年 月 日

住 所 補助事業者の長 氏 名 印

熊本県知事様